

実績評価書要旨

基本目標 1 生活の安全と平穏を確保する

| 業績目標 | 評価期間 | 業績目標達成のために行った施策 | 主な業績指標 | 評価の結果 | 政策への反映の方向性 |
|---|------------|---|---|--|---|
| 業績目標 1 警察安全相談の充実強化 < 1頁 > | 13年から17年まで | 関係機関・団体との連携強化 警察安全相談窓口等の広報の実施 相談業務体制の強化 相談担当者に対する研修 担当者向けマニュアルの作成・配布 | 相談取扱件数、対応事例 / 関係機関との連携状況 / 警察安全相談に従事している職員数 | 警察安全相談の取扱件数は増加傾向にあり、14年以降は年間100万件を超える高い水準で推移したが、多岐にわたる相談を迅速かつ的確に解決するため、すべての都道府県警察本部において関係機関・団体との相談ネットワークを構築するなど関係機関との連携を進展させるとともに、非常勤職員である警察安全相談員の採用等により警察安全相談に対する体制を強化し、国民から寄せられた相談について解決を図った。 これらのことから、 警察安全相談は充実強化されたものと認められる。 | 警察安全相談は充実強化されたものと認められるが、相談取扱件数自体が膨大である上、中には、原因が複雑で解決に日数を要する事例や、精神保健福祉法に基づく精神障害者の移送、道路上の動物の死がい撤去等、本来は警察以外の関係機関・団体が主体的に取り扱うべき業務であるにもかかわらず、夜間や休日に相談がなされたことから関係機関等への引継ぎが困難であったため、警察において取り扱わざるを得ない事例も少なくない。このような状況に適切に対応するためには、体制の更なる整備を図るとともに、関係機関との連携を一層強化する必要がある。 このため、地方財政計画において、警察安全相談員に係る経費が引き続き措置されるよう要求するほか、関係機関等との連携の強化に向け、関係各方面への働き掛けを更に積極的に行う。 |
| 業績目標 2 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案への適切な対応の推進 < 5頁 > | 13年から17年まで | ストーカー事案や配偶者からの暴力事案の被害者の立場に立った的確な対応の推進等 広報啓発の実施 研修の実施 地方警察官の増員 「ストーカー対策マニュアル」の作成・配布及び「ストーカー行為者視察用車両」の配備 住民基本台帳事務に係る支援制度に対する協力等の指示 | ストーカー規制法に基づく検挙件数、警告件数等 / 援助の実施件数 / 配偶者からの暴力相談等対応票の作成件数（認知件数） / 配偶者暴力防止法に係る保護命令違反の検挙件数 / 関係機関・団体との連携状況 | ストーカー事案については、ストーカー規制法の適用によるストーカー行為者に対する検挙件数及び警告件数並びにストーカー規制法に基づく援助の実施件数は増加した。また、配偶者からの暴力事案については、配偶者からの暴力相談等対応票の作成件数及び配偶者暴力防止法に係る保護命令違反の検挙件数が増加した。さらに、ストーカー事案に関する連絡協議会及び配偶者からの暴力事案に関する連絡協議会がすべての都道府県に設けられるなど関係機関との連携が進展した。これらのことから、 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案への適切な対応は推進されたものと認められる。 一方で、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案の相談を受理し対応していたにもかかわらず、 重大な被害が生じた事例もあり、より適切な対応を図るための取組みを推進する必要がある。 （事例） 女性と交際していた40代の男が、振られた腹いせに同女に対するストーカー行為を行ったあげく、その自宅付近で同女を待ち伏せて、包丁で刺し殺した。女性は、その2ヶ月前に警察に相談を行っていたが、被害届の提出の意思を確認するも、被害者がこれを望まなかったため、防犯指導を行ったが、その後、被害者への連絡が行われていなかった。 | ストーカー事案や配偶者からの暴力事案の相談への対応に当たっては、相談者等の意思を確認するのみならず、相談者等に起こり得る危険や警察の行う保護対策等について十分な説明を行うとともに、相談者等との連絡を一層密にする。また、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案へのより適切な対応を図るため、全国規模で実施しているストーカー・配偶者暴力対策実務専科を継続して実施し、教育の徹底を図る。 |

| 業績目標 | 評価期間 | 業績目標達成のために行った施策 | 主な業績指標 | 評価の結果 | 政策への反映の方向性 |
|--|------------|--|---|---|---|
| 業績目標 3 安全・安心まちづくりの推進 < 9頁 > | 13年から17年まで | 自動車盗難等を防止するための官民連携体制の構築 スーパー防犯灯の整備事業の実施 事業所等の防犯基準の策定と防犯指導の推進 官民連携した防犯性能の高い建物部品の開発・普及の推進 全国都市再生のための緊急措置に係る防犯まちづくりに関する検討調査の実施 「『犯罪に強い地域社会』再生プラン」の策定と自主防犯活動の実施支援 | スーパー防犯灯設置地区における犯罪の発生状況・スーパー防犯灯の活用状況及び住民の安心感の度合い / 防犯基準等に適合した道路・公園・共同住宅等の普及状況及び犯罪の発生状況 / 関係機関・団体との連携状況 | スーパー防犯灯の設置区域において犯罪が減少するとともに、不安感の解消は測定することが困難であるものの、意識調査結果によると、設置区域に居住する住民の犯罪に対する不安感は一定程度解消された。また、防犯基準に適合した共同住宅等の普及が進み、警察に加え関係省庁や業界団体が連携して防犯基準の策定等の各種対策を講ずるなど、事業者による自主防犯対策が促進されるとともに、関係機関・団体との連携も進展した。 これらのことから、 安全・安心まちづくりは推進されたものと認められる。 | 依然として厳しい犯罪情勢に照らし、国民が真に安心して暮らせる社会を実現するため、今後とも、関係機関・団体との連携の下、安全・安心まちづくりを推進する。 スーパー防犯灯については、使用方法についての広報啓発や通報訓練の実施等により、地域住民等に対し適切な活用について周知徹底を図る。また、新たにスーパー防犯灯の整備を行うに当たっては、効率的な配置を行うために、設置場所について十分に検討するとともに、仕様の見直しを含めコスト削減に努める。 |
| 業績目標 4 地域住民に身近な犯罪の予防・検挙活動の推進 < 15頁 > | 13年から17年まで | 街頭活動の強化等 研修の実施 警察庁指定広域技能指導官（職務質問）の指定 地方警察官の増員 携帯電話に対応する発信地表示システムの整備 空き交番の解消及び交番に対する支援による交番機能の強化 街頭犯罪捜査用装備資機材の整備 | 地域警察官による刑法犯検挙人員 / 地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数 / 職務質問技能指導員の活動状況 / 交番の警察官配置状況 / 交番相談員が配置されている交番数 / 交番・駐在所連絡協議会等により把握した問題等の解決状況 | 地域警察官による刑法犯検挙人員及び地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数が増加したほか、職務質問技能指導員の活動によって職務質問による検挙につながった事例がみられた。また、交番勤務員の増配置及び交番の配置見直しにより、交番の警察官の配置状況が改善したほか、交番相談員が配置される交番数も増加した。さらに、交番・駐在所連絡協議会等により把握した問題等が解決された事例がみられた。 これらのことから、 地域住民に身近な犯罪の予防・検挙活動は推進されたものと認められる。 | 国民の犯罪に対する不安感を軽減するため、地域に密着した形で行われる地域警察官によるパトロールを始めとする街頭活動等を今後とも強化するとともに、その体制の確立を図ることにより、犯罪の抑止と検挙に努める。 また、国民に信頼される強じんな執行力を備えた精強な第一線を構築するため、現場執行力の向上、装備資機材の整備等を図る。 国民からの要望の強い空き交番の解消については、19年春を目途に実現できるよう取組みを進める。 |

| 業績目標 | 評価期間 | 業績目標達成のために行った施策 | 主な業績指標 | 評価の結果 | 政策への反映の方向性 |
|---|------------|---|--|---|---|
| 業績目標5 少年非行防止総合対策の推進 <20頁> | 13年から17年まで | 「少年警察活動規則」の制定 「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」の策定 少年サポートセンターの設置等の促進 研修の実施 少年の薬物乱用防止対策の推進 有害環境を浄化する活動の推進 被害児童の支援の推進 福祉犯の取締りの強化 地方警察官の増員 | 刑法犯少年の検挙人員、少年相談の件数、補導人員/覚せい剤事犯やシンナー等乱用による少年の検挙人員、薬物乱用に係る不良行為による補導人員/街頭補導活動・立直り支援活動・ボランティア活動の活性化の状況/関係機関・団体との連携状況/薬物乱用防止教室の開催実績、薬物乱用防止広報車の活用実績、薬物乱用に関する相談の受理件数/犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年に対する支援の状況/出会い系サイト規制法の施行状況/フィルタリングシステムの普及・促進を図るための広報啓発活動等の推進状況/ボランティアによる有害環境浄化活動の推進状況/暴力団等関係者が関与する福祉犯の取締りの状況 | 1 15年まで増加した刑法犯少年の検挙人員は16年、17年と減少し、凶悪犯及び粗暴犯の検挙人員は減少した。また、不良行為少年の補導人員は増加し、重大な非行の前兆となり得る不良行為の早期発見に努める街頭補導活動が強化された。 2 立直り支援活動やボランティア活動への取組みが推進され、暴走族の元構成員である少年らによるボランティア団体が結成された事例もみられた。また、非行防止教室の実施等を通じた関係機関・団体との連携強化も図られた。少年サポートセンターについては、警察施設以外の施設への移転が推進されるなど、少年や保護者等が利用しやすい環境の整備が図られた。 3 薬物乱用防止教室を開催するなどして少年による薬物乱用防止対策に取り組んだところ、薬物乱用に関する少年相談の受理件数や、覚せい剤事犯、シンナー等乱用による少年の検挙人員及び薬物乱用に係る不良行為による補導人員は減少した。 4 被害少年に対して、継続的にカウンセリングを行うなどしており、また、少年サポートセンターの民間施設等への移転も促進されるなど、被害少年に対する支援が適切に行われている。 5 14年まで増加していた出会い系サイトに関係した事件の被害者数が、出会い系サイト規制法が施行された15年以降に減少するなど、出会い系サイトに係る犯罪被害の防止に一定の効果が認められた。 また、非行防止教室等を活用したフィルタリングシステムの普及促進を図るための広報啓発活動等の取組みも進展した。 6 福祉犯の検挙人員が減少したものの、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の検挙件数・検挙人員が増加しており、16年に同法が改正されたことを踏まえ、児童買春や児童ポルノに対する取締りを強化した効果が認められる。 7 これらのことから、 少年非行防止総合対策は推進されたものと認められる。 | 刑法犯少年の検挙人員は16年から減少しているものの、世論調査の結果をみると、少年犯罪に係る国民の体感治安は悪化していることから、少年が簡単にインターネット上で性や暴力等に関する情報を入手できる社会環境等の少年に悪影響を与えるような環境の改善、家庭・学校・地域住民が一体となった居場所づくり及び関係機関が連携した非行少年に対する継続的な指導・助言等の取組みが求められている。 とりわけ、出会い系サイトに関係する児童買春等の被害者数が依然として高水準で推移していることから、引き続き、児童買春、児童ポルノ事犯等の福祉犯の取締りを推進するとともに、インターネット上の違法・有害情報対策等子どもを取り巻く有害環境浄化対策の充実強化及び被害防止のための広報啓発活動を行う。 また、刑法犯少年の再犯者率が上昇傾向にあることから、引き続き、関係機関等と連携した少年の居場所づくりや立直り支援活動を一層推進するとともに、非行を犯した少年の再非行を抑止する取組みを充実強化する。 さらに、少年による薬物乱用防止対策に一定の効果が認められることから、今後も継続的に施策を推進する。 |

| 業績目標 | 評価期間 | 業績目標達成のために行った施策 | 主な業績指標 | 評価の結果 | 政策への反映の方向性 |
|---|------------|--|--|---|---|
| 業績目標6 風俗営業の健全化と風俗環境の浄化 < 31頁 > | 15年から17年まで | 風営法の改正 風営法施行規則の改正等 人身取引対策の強化 | 風営法に基づく行政処分件数 / 風俗関係事犯の検挙件数 / 売春関係事犯の検挙件数 / 風俗関係事犯に關与した外国人女性の人数 / 関係機関・団体等との連携によりピンクピラ等の除却活動を行った事例等 | 禁止区域等での店舗型風俗特殊営業による風営法違反及びばちんこ遊技機の不正改造事犯は横ばいであったが、風営法に基づく行政処分件数並びに風営法違反、街娼型売春事犯及び遊技機使用賭博事犯の検挙件数は増加し、遊技機規則改正後の新基準に適合した遊技機の設置台数も増加した。また、人身取引事犯の検挙件数、検挙人員及び保護された被害女性の数は年々増加した。さらに、関係機関等と連携した除却活動により警察によるピンクピラの押収枚数も大きく減少した。これらのことから、 風俗営業の健全化及び風俗環境の浄化はおおむね推進されたものと認められる。 一方で、 派遣型売春事犯の検挙件数・人員が減少していることから、より積極的な取締りを行う必要がある。 | 風営法の適正かつ積極的な運用により、引き続き、風俗営業者等に対する行政処分及び違法行為に対する取締りを推進する。 また、人身取引事犯は国際的に問題となっており、国内においても、検挙件数及び検挙人員が増加した。同事犯は、一般的に、長期間かつ困難な裏付け捜査が必要とされていることから、必要な体制を整備する。 |
| 業績目標7 環境犯罪対策の推進 < 36頁 > | 13年から17年まで | ダイオキシン類対策特別措置法施行に伴う鑑定謝金の予算措置 化学防護服の整備 廃棄物運搬車両照会システムの整備 ヘリコプターを用いたパトロール等の実施 連絡会議等の開催 廃棄物事犯に係る合同・共同捜査の調整機能の一部を警察庁から管区警察局へ移管 地方警察官の増員 | 産業廃棄物事犯の検挙件数 / 産業廃棄物の不法投棄件数 / 産業廃棄物事犯の現状回復事例等 | 産業廃棄物事犯の検挙件数及び検挙事件数並びに産業廃棄物不法焼却事犯の検挙事件数が増加傾向にあり、産業廃棄物の不法投棄件数が減少傾向にある。また、産業廃棄物事犯の検挙事件のうち原状回復された事件の数も増加傾向にある。 これらのことから、 環境犯罪対策は推進されたものと認められる。 | 環境保全を求める国民の要望にこたえるため、今後も環境行政部局等との連携を図りながら、更に環境犯罪対策を推進する。 |
| 業績目標8 正常な経済活動を確保するための諸対策の推進 < 39頁 > | 15年から17年まで | ヤミ金融対策の徹底強化 相談受理専用電話の適切な運用 特定商取引等事犯の取締りの強化 広報啓発活動の推進 | ヤミ金融事犯の検挙事件数・検挙人員 / ヤミ金融事犯の被害人員等・被害額等 / 特定商取引等事犯の検挙事件数・検挙人員 / 特定商取引等事犯の被害人員等・被害額等 / 知的財産権侵害事犯の検挙事件数・検挙人員 / ネットワーク利用事犯の検挙状況 / 関係機関・団体との連携状況 | ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員は、ヤミ金融対策法が成立したことを受け、取締りを強化した結果、15年は2年に統計を取り始めて以降最多となり、その後も14年と比べ高い水準で推移した。なお、ヤミ金融被害の状況を直接的に表す指標ではないが、警察安全相談における金融関係取引に関する相談件数や国民生活センター等に寄せられた多重債務に関する相談件数は16年、17年と減少しており、ヤミ金融に係る被害が減少している状況がうかがえる。特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員は、16年、17年と増加し、知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員も増加した。また、関係機関・団体との連携も進展した。 これらのことから、 正常な経済活動を確保するための諸対策は推進されたものと認められる。 | ヤミ金融事犯、特定商取引事犯、知的財産権侵害事犯及びネットワーク利用事犯については、引き続き、適切な取締りを推進するとともに、関係機関・団体との適切な連携を推進する。 |

基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

| 業績目標 | 評価期間 | 業績目標達成のために行った施策 | 主な業績指標 | 評価の結果 | 政策への反映の方向性 |
|--|------------|--|--|---|---|
| 業績目標 1 重要犯罪に対する捜査等の推進 < 44頁 > | 15年から17年まで | 捜査用資機材の充実 ・自動車ナンバー自動読取システム ・警察総合情報システム ・街頭犯罪体制強化のための装備資機材の整備 ・犯罪情報地理分析システム 合同捜査、共同捜査の推進 コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯基準に基づく防犯指導の推進 地方警察官の増員 | 重要犯罪の認知・検挙状況 / 広域化する犯罪に対応するための捜査用資機材の整備状況 / 共同・合同捜査の推進状況 / コンビニエンスストアを対象とした侵入強盗事件の認知・検挙状況 / コンビニエンスストアの防犯対策の推進状況 | 重要犯罪の認知件数が減少し、検挙率は向上した。また、広域化する犯罪に対応するための捜査用資機材の整備が進み、合同・共同捜査も的確に推進され、社会的反響の大きい事件を検挙した事例もみられる。さらに、コンビニエンスストアにおける防犯対策も推進され、コンビニエンスストアを対象とした侵入強盗事件の認知件数は減少傾向にあり、検挙件数は増加した。 これらのことから、 重要犯罪に対する捜査等はおおむね推進されたものと認められる。 一方で、 重要犯罪の検挙件数が横ばいで推移していることから、検挙を向上させるための取組みを強化する必要がある。 | 重要犯罪に対する捜査等はおおむね推進されたと認められるものの、子どもを対象とした重要凶悪事件の発生、重要犯罪全体の検挙件数の横ばいでの推移等、国民の治安に対する不安を払拭するに至っていないと考えられることから、引き続き捜査等の推進に関する施策を講ずる必要があり、自動車ナンバー自動読取システムを含めた捜査用資機材の充実を図るほか、プロファイリングの導入促進、出所情報システム等捜査支援システムの効果的な活用、合同・共同捜査の推進等を継続する。 また、コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯対策についても、15年12月に策定した防犯基準の周知・履行状況等の調査を実施し、その結果に基づく業界団体へ指導を推進し、防犯設備（非常通報装置、非常ベル、防犯カメラ、カラーボール等）の整備を促進する。 |
| 業績目標 2 特定重要窃盗犯に対する捜査等の推進 < 49頁 > | 13年から17年まで | 住宅の防犯性能の強化等のための国土交通省との連携 ひたたくり防止のための民間団体等との連携 組織犯罪対策用装備資機材の整備 組織的な自動車盗対策のための経済産業省、国土交通省、財務省等との連携 地方警察官の増員 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に基づく取締りの推進 | 特定重要窃盗犯に関連する事犯の認知・検挙件数 / 関係機関との連携状況 | 特定重要窃盗犯の認知件数はいずれも減少した。ピッキング用具を使用する侵入窃盗及び自動車盗については、検挙率が上昇し、暴力団関係者や来日外国人らによる窃盗組織を壊滅した事例もみられた。また、ひたたくりについても、検挙率は一定の水準を保った。 さらに、イモビライザ装着車種の数が増加するなど関係機関との連携による効果的な取組み事例もみられた。 これらのことから、 特定重要窃盗犯に対する捜査等はおおむね推進されたものと認められる。 一方で、 ひたたくりの検挙件数が減少していることから、より積極的な検挙活動を推進する必要がある。 | 特定重要窃盗犯に対する捜査等はおおむね推進されたものと認められるものの、ひたたくりの検挙件数が減少しており、また、広域にわたる来日外国人グループ等による組織的な侵入盗や暴力団員等による組織的な自動車盗等の組織窃盗事件は依然として多発しており、国民の不安は払拭されるに至っていないと考えられることから、今後も捜査用資機材や捜査支援システムの充実を図るとともに、その効果的な活用を推進するなどの施策を継続する。 また、関係機関との連携については、防犯効果や被害車両の不正輸出防止等の効果を一層高めるため、引き続き推進する。 |
| 業績目標 3 政治的・構造的不正の追及の強化 < 55頁 > | 15年から17年まで | 刑罰法令の適用に関する指導の実施 教育の実施 | 政治的・構造的不正事案の検挙事件数等 / 政治的・構造的不正の追及の強化を図るための取組み状況 | 捜査指揮官や捜査員に対する教育の実施や刑罰法令の適用等に関する指導により、政治的・構造的不正事案の検挙件数は16年以降増加し、また、社会的反響の大きな事件を検挙した。これらのことから、 政治的・構造的不正の追及はおおむね強化されたものと認められる。 一方で、 贈収賄事件の検挙事件数が減少していることから、不正の追及を強化する必要がある。 | 引き続き、捜査体制の整備や捜査員の育成強化に加え、不正の実態に応じて刑罰法令を幅広く適用するよう指導するなどして不正の追及を強化する。 |

| 業績目標 | 評価期間 | 業績目標達成のために行った施策 | 主な業績指標 | 評価の結果 | 政策への反映の方向性 |
|---------------------------------|------------|----------------------------------|---|--|---|
| 業績目標4 告訴・告発への取組みの強化 <59頁> | 13年から17年まで | 教育の実施 実態調査及び指導の実施 地方警察官の増員 | 告訴・告発の受理・処理件数 / 告訴・告発の取扱いの適正化と迅速的確な捜査の推進を図るための取組み状況 | 告訴・告発の未処理件数が減少した。また、評価期間中に告訴・告発の受理、処理に係る不適正事案を理由とした懲戒処分もなかった。さらに、捜査体制の充実、強化により、迅速・的確な捜査が実施された例が見られるとともに、指導・教育の実施や評価の見直し等の取組みもなされた。これらことから、 告訴・告発への取組みはおおむね強化されたものと認められる。 一方で、 不受理や処理の遅延等を内容とする苦情が申し立てられることがあることから、受理・処理の一層の適正化を図る必要がある。 | 今後、捜査体制を確保するなどして、迅速的確な捜査の推進に努めるとともに、都道府県警察に対する業務指導の強化や捜査員の能力向上のための教育をより一層徹底し、告訴・告発の受理・処理の一層の適正化を図る。 受理件数の減少の要因を明らかにするため、都道府県警察における告訴・告発に関する相談対応状況について調査を進める。 |
| 業績目標5 科学的・合理的な捜査の推進 <63頁> | 13年から17年まで | 捜査用資機材・鑑識資機材の整備・活用 DNA型鑑定の活用 | 捜査用資機材・鑑識資機材の整備状況 / 各種捜査用資機材・鑑識資機材の活用状況 / DNA型鑑定の活用状況 | 捜査用資機材・鑑識資機材の整備が進み、犯罪捜査における活用件数も増加した。また、DNA型鑑定を実施した事件数が増加し、事件の解決に貢献した事例もみられた。 これらことから、 科学的・合理的な捜査は推進されたものと認められる。 | 今後とも科学的・合理的な捜査を一層推進していくため、DNA型記録検索システムのオンライン化等の捜査用資機材・鑑識資機材の整備・充実や体制の強化を図る。 |

基本目標3 犯罪組織の弱体化及び壊滅を図る

| 業績目標 | 評価期間 | 業績目標達成のために行った施策 | 主な業績指標 | 評価の結果 | 政策への反映の方向性 |
|-------------------------------|------------|--|--|--|--|
| 業績目標1 民事介入暴力対策の強化 <68頁> | 13年から17年まで | 暴力団関係相談の適切な受理及び処理の推進 弁護士会及び都道府県暴力追放運動推進センターとの連携強化 研修の実施 組織犯罪対策部及び暴力団対策課の設置 「組織犯罪対策要綱」の制定 | 暴力団関係相談の件数、相談を端緒とした刑事事件検挙件数及び行政命令の発出件数、責任者講習の開催件数、援助の措置の実施件数 / 弁護士会・暴追センター等との連携状況 / 社会運動等標ぼうゴロ等対策の状況 | 不当要求防止責任者の数が増加し、民事訴訟支援についての効果的な取組み事例が見られるなど弁護士会、暴力追放運動推進センターとの連携も図られていることから、 民事介入暴力対策が強化された面も認められる。 一方で、 暴力団関係相談を端緒とした事件検挙数及び行政命令の発出件数、援助の措置の件数並びに社会運動等標ぼうゴロ等の検挙件数が減少し、民事介入暴力対策の強化が不十分な面も認められる。 | 暴力団関係相談については、その内容に応じ、事件検挙、暴力団対策法による命令の発出又は暴力的要求行為等の相手方に対する援助の措置を行うように努めるなど、民事介入暴力対策をより積極的に推進する。 また、16年12月に犯罪被害者等基本法が成立し、17年12月に犯罪被害者等基本計画が閣議決定されるなど、社会における犯罪被害者等への関心や地方公共団体等の責務が一層大きくなっており、暴力団等による犯罪を未然に防止するための取組みを強化することが急務であることから、暴力団犯罪の被害者対策により積極的に取り組む。 |

| 業績目標 | 評価期間 | 業績目標達成のために行った施策 | 主な業績指標 | 評価の結果 | 政策への反映の方向性 |
|--------------------------------------|------------|--|--|---|---|
| 業績目標2 資金源対策の徹底 <73頁> | 13年から17年まで | 組織的犯罪処罰法の不法収益のほく奪規定の適用の推進 指定暴力団の資金獲得活動に対する暴力団対策法の適用の推進 各種業及び公共事業からの暴力団排除の推進 研修の実施 組織犯罪捜査センターの設置 組織犯罪対策部及び企画分析課、暴力団対策課の設置 「組織犯罪対策要綱」の制定 繁華街における組織犯罪集中取締り対策の推進 | 暴力団構成員等による資金獲得犯罪の検挙状況 / 組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング罪の検挙件数 / 中止命令及び再発防止命令の発出件数 / 各種業や公共工事からの暴力団排除に係る活動状況 / 行政対象暴力の排除に係る活動状況 | 組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング罪の検挙件数や暴力団対策法に基づく中止命令及び再発防止命令の発出件数が増加した。また、各種業や公共工事からの暴力団の排除や行政対象暴力の排除のための各種取組みも推進された。これらのことから、 資金源対策はおおむね徹底されたものと認められる。 一方で、 暴力団構成員等による伝統的資金獲得犯罪の検挙人員数及び暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数が減少していることから、より積極的な取締りを行う必要がある。 | 伝統的資金獲得犯罪や金融・不良債権関連事犯等の資金獲得犯罪に対する取締りを始めとする各種施策を積極的に推進していく。 また、17年11月に開催された国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において、FATF（金融活動作業部会）勧告の実施のために必要となる法律案の作成は警察庁が行うこと等が決定されており、この政府決定を踏まえ、必要な体制整備や予算要求を行うなど、暴力団を始めとする組織犯罪の資金源対策をより積極的に実施する。 |
| 業績目標3 暴力団等が市民社会に及ぼす危険の除去 <80頁> | 13年から17年まで | 組織的犯罪処罰法の加重処罰規定の適用の推進 研修の実施 対立抗争等の被害者の被害回復の充実を図ることを目的とした暴力団対策法の改正 組織犯罪対策部及び暴力団対策課の設置 「組織犯罪対策要綱」の制定 | 暴力団犯罪の検挙件数等 / 暴力団の対立抗争事件数、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数 / 事務所使用制限命令の発出件数 / 暴力団構成員等からのけん銃押収丁数 / 組織的犯罪処罰法の加重処罰件数 | 暴力団構成員等の検挙件数が増加した。暴力団対策法に基づく事務所使用制限命令の発出等により銃器を使用した不法行為の発生回数が増加するとともに、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数も減少した。また、組織的犯罪処罰法による加重処罰規定の適用件数が増加した。これらのことから、暴力団等が市民社会に及ぼす危険はおおむね除去されたものと認められる。 一方で、 暴力団構成員等からのけん銃の押収丁数が大幅に減少していることから、その隠匿や密輸・密売の方法の潜在化・巧妙化への対策を講ずる必要がある。 | 対立抗争事件に一般市民が巻き込まれる事案が発生するなど、暴力団の存在が市民に及ぼす危険は依然として大きいことから、暴力団構成員等からのけん銃の押収を始めとして、各種事犯の取締り等の施策を推進していく。 |
| 業績目標4 薬物密輸・密売事犯の取締りの強化 <84頁> | 13年から17年まで | 薬物乱用防止新五か年戦略等に盛り込まれた各種施策の推進 国内関係機関と連携した水際対策、薬物取締りの強化 海外関係機関との情報交換の強化 研修の実施 密輸・密売対策用装備資機材の整備 地方警察官の増員 組織犯罪対策部及び薬物銃器対策課、国際情報室の設置 「組織犯罪対策要綱」の制定 組織犯罪対策の推進体制の整備 繁華街における組織犯罪集中取締り対策の推進 | 覚せい剤、大麻及びMDMA等錠剤型合成麻薬の押収量・大量密輸入等事犯の検挙件数・密輸入事犯の検挙件数 / 関係機関との連携状況 / コントロールド・デリバリーの実施件数 / 暴力団員等による覚せい剤事犯検挙人員、来日イラン人による営利犯の覚せい剤事犯検挙人員 / 麻薬特例法の適用件数 | 覚せい剤、大麻及びMDMA等合成麻薬の大量密輸入等事犯及び密輸入事犯の検挙件数は年によって増減がみられたものの、それらの押収量は高水準で推移した。関係機関との水際対策に係る情報交換等の連携も進展した。また、コントロールド・デリバリーの運用や麻薬特例法の適用も定着した。減少傾向にあった暴力団構成員等の検挙人員が17年には増加した。これらのことから、 薬物密輸・密売事犯の取締りはおおむね強化されたものと認められる。 一方で、17年中の覚せい剤の押収量が大幅に減少しており、 また、来日イラン人による覚せい剤事犯については、13年及び14年の集中取締りにより繁華街における密売が低調となるなどの一定の効果がみられるものの、来日イラン人密売人が活動拠点を地方に移すなど、警察の取締りへの対抗措置を講じたことなどにより、検挙人員が減少傾向にあることから、より積極的・効果的な取締りを推進する必要がある。 | 引き続き、薬物犯罪組織に対する視察内偵を強化するとともに、国内外の関係機関と連携した水際対策、暴力団対策部門や来日外国人犯罪対策部門と連携した取組みを強化する。 また、巧妙化する薬物密売組織による密輸・密売に対処するため、通信傍受やコントロールド・デリバリーを始めとする捜査手法の効果的な活用及び高度化並びに捜査資機材の充実に努めるとともに、乱用薬物の拡大に対応した捜査・鑑定手法等の研究開発を図る。 |

| 業績目標 | 評価期間 | 業績目標達成のために行った施策 | 主な業績指標 | 評価の結果 | 政策への反映の方向性 |
|--|------------|---|---|---|--|
| 業績目標 5 けん銃密輸・密売事犯の取締りの強化 <92頁> | 13年から17年まで | 銃器不正取引対策のための国際協力の推進 研修の実施 組織犯罪対策部及び薬物銃器対策課の設置 「組織犯罪対策要綱」の制定 組織犯罪対策の推進体制の整備 | けん銃及びけん銃部品の密輸入事件に係る摘発件数・押収丁数 / 国内におけるけん銃の押収丁数 / 国内関係機関との連携状況 / 国外の銃器取締り関係機関との連携状況 | けん銃及びけん銃部品の密輸入事件に係る摘発件数・押収丁数はおおむね横ばいで推移したが、税関、海上保安庁等との連携による合同サーチの実施回数が増加し、国内の関係機関との捜査協力や国外の関係機関との情報提供によりけん銃密輸入事件を検挙するなど、それらの機関との連携も図られている。これらのことから、けん銃密輸・密売事犯の取締りはおおむね強化されたものと認められる。 一方で、国内におけるけん銃の押収丁数が減少していることから、その隠匿や密輸・密売の方法の潜在化・巧妙化への対策を講ずる必要がある。 | 暴力団等の犯罪組織による組織的な密輸・密売事犯の摘発を更に徹底するとともに、国内外の関係機関との連携を推進する。 また、潜在化・巧妙化する組織的な密輸・密売事犯に対処するため、通信傍受やコントローラードリバリー等の有効な捜査手法の活用を推進する。 さらに、けん銃情報受付ダイヤル「けん銃110番」の周知を図るなど、マスメディアやインターネット等様々な媒体を活用した広報啓発活動を推進し、国民に対して、けん銃摘発のための情報提供を促すための取組みを推進する。 |
| 業績目標 6 来日外国人犯罪対策の推進 <96頁> | 13年から17年まで | 「国際組織犯罪等対策に係る今後の取組みについて」等に基づく来日外国人犯罪対策の推進 外国人労働者問題関係省庁連絡会議の開催及び外国人労働者問題啓発月間の実施 外国治安機関等との捜査協力 地方警察官の増員 研修の実施 組織犯罪捜査センターの設置 地域の実情に応じた来日外国人犯罪対策の推進の指示 組織犯罪対策部及び国際捜査管理官の設置 「組織犯罪対策要綱」の制定 事前旅客情報システム(A P I S)の導入 繁華街における組織犯罪集中取締り対策の推進 | 来日外国人犯罪の検挙件数 / 国際犯罪組織の実態解明の状況 / 不法残留者数及びその検挙件数 / 国内外の関係機関との連携状況 | 来日外国人犯罪の検挙件数、検挙人員は増加し、検挙等を通じて国際犯罪組織の実態を解明した事案もみられた。不法滞在者問題については、不法残留者数が減少するとともにその検挙件数が増加した。また、国内外の関係機関との連携により国際犯罪組織に係る事件の検挙に至った事例もみられるなど国内外の関係機関との連携も進展した。 これらのことから、来日外国人犯罪対策は推進されたものと認められる。 | 今後も引き続き、国内の関係機関との情報交換や合同取締り等の連携を強化するとともに、国外の関係機関との外交ルートやICPルートを通じた捜査協力を積極的に行うなど、来日外国人犯罪対策を推進する。 |

基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

| 業績目標 | 評価期間 | 業績目標達成のために行った施策 | 主な業績指標 | 評価の結果 | 政策への反映の方向性 |
|---|------------|--|---|--|---|
| 業績目標 1 交通安全教育及び交通安全活動の推進 < 101頁 > | 13年から17年まで | 春・秋の全国交通安全運動の実施 交通安全教育ビデオの作成 交通安全教育推進パイロット事業の実施 中学生に対する体験型交通安全教育の推進及び教育リーダー育成事業の実施 電動車いすの安全利用に関するモデル事業の実施 交通安全教育関係施策事例集の作成 自転車の安全利用推進のための普及啓発活動の強化 児童・生徒（小中学生）向け自転車免許証モデル事業の実施 反射材活用キャンペーン・モニター事業の実施 | 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施状況 / 高齢者に対する交通安全教育の実施状況 / シートベルトの着用者率 / チャイルドシートの使用者率 | 幼児から高齢者に至るまでを対象として、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しており、また、チャイルドシートの使用者率は60%弱で推移したものの、シートベルトの着用者率及びチャイルドシートの使用者率は増加したことから、 交通安全教育及び交通安全活動は推進されたものと認められる。 | 実施した施策に効果が認められることから、今後とも継続する。特に、シートベルト（特に後部座席）の着用推進、チャイルドシートの使用者率の更なる向上を図るため、関係機関・団体との連携による普及促進キャンペーン等の広報啓発活動を強化する。 |
| 業績目標 2 きめ細かな運転者施策の推進 < 106頁 > | 13年から17年まで | 初心運転者に係る事故率等教習の水準に関する情報の公表の推進 教習所指導員の資質向上のための講習、指定自動車教習所に対する随時検査等の推進 運転者対策の推進を図るための規定の整備 | 初心運転者に係る交通事故率 | 初心運転者に係る交通事故率が減少したことから、 きめ細かな運転者施策は推進されたものと認められる。 | 実施した施策に効果があったと認められることから、今後とも継続する。 |
| 業績目標 3 交通秩序を確立するための施策の推進 < 108頁 > | 13年から17年まで | 悪質性、危険性の高い違反の指導取締りの推進 飲酒運転に対する厳正な取締りの推進 改正道路交通法を効果的に適用した指導取締りの推進 適正かつ科学的な交通事故事件捜査の推進 研修の実施 交通事故自動記録装置等の捜査支援資機材の整備・活用 地方警察官の増員 交通事故事件捜査指導官の設置 | 悪質性、危険性の高い違反に起因する交通死亡事故数 / 交通死亡事故数 / 交通死亡事故のうち飲酒運転に係るものの構成率 / 交通事故鑑定に関する教育・訓練の実施状況 / 捜査支援資機材の整備状況 | 悪質性、危険性の高い違反に起因する交通死亡事故数が減少するとともに、かかる違反に起因する交通死亡事故数の全交通死亡事故数に占める割合も減少した。また、交通死亡事故のうち飲酒運転に係るものの構成率も減少した。さらに、交通事故鑑定に関する教育・訓練を実施し、各種捜査支援資機材を整備した。 これらのことから、 交通秩序を確立するための施策は推進されたものと認められる。 | 実施した施策に効果が認められることから、今後とも継続する。特に、各種捜査支援資機材の改良等科学技術の進歩に対応した研究開発に努めるなど、交通事故実態に的確に対応した科学的かつ効果的な指導取締りを推進する。 |

| 業績目標 | 評価期間 | 業績目標達成のために行った施策 | 主な業績指標 | 評価の結果 | 政策への反映の方向性 |
|----------------------------------|--------------|---|--|---|---|
| 業績目標 4 暴走族対策の推進 <111頁> | 13年から17年まで | 不正改造車対策の推進 関係機関・団体との連携の推進 暴走族追放気運の高揚 暴走族取締用装備資機材の整備 改正道路交通法（16年改正）を効果的に適用した取締りの強化による暴走行為の封圧 | 暴走族の取締り状況 / 暴走族対策に関する関係機関との連携状況 / 暴走族の構成員数 / 暴走族のい集・走行回数等 / 暴走族に関する110番通報件数 | 暴走族のい集・走行人数に対する検挙割合及び共同危険行為等禁止違反の検挙件数、検挙人員が増加し、暴走族対策に関する関係機関との連携も円滑に行われており、暴走族構成員数、い集・走行回数、参加人員及び参加車両はいずれも大幅に減少した。暴走族に対する110番通報件数も大幅に減少した。 これらのことから、 暴走族対策は推進されたものと認められる。 | 実施した施策に効果があったと認められることから、今後とも継続する。特に、最近、暴走族構成員に占める成人構成率が高まっていることを踏まえ、集団暴走行為を行う「旧車會」のような成人構成率の高い暴走グループに対する実態把握に努め、取締り等の対策を強化する。 |
| 業績目標 5 道路交通環境の整備の推進 <114頁> | 15年度から19年度まで | 特定交通安全施設等整備事業 | 信号機のバリアフリー化 / 信号機の高度化等による死傷事故抑止 / 信号機の高度化等による交通の円滑化 / 信号機の高度化等による二酸化炭素排出量の削減 | 17年度末時点において、社会資本整備重点計画中の各指標の達成率は約4割から6割となっており、 道路交通環境の整備は推進されているものと認められる。 | 19年度までに社会資本整備重点計画に定められた重点目標を確実に達成するために、18年度及び19年度において、引き続き特定交通安全施設等整備事業を推進する。 |

基本目標 5 国の公安を維持する

| 業績目標 | 評価期間 | 業績目標達成のために行った施策 | 主な業績指標 | 評価の結果 | 政策への反映の方向性 |
|--------------------------------|------------|---|--|---|--|
| 業績目標 1 的確な警備措置の推進 <119頁> | 13年から17年まで | 重要施設等の警戒警備の強化 治安警備及び警衛・警護警備の実施 重大テロ事案対処能力の充実強化 災害警備活動の実施 大規模災害対処能力の充実強化 関係機関との情報交換等の連携 重大事案対処に係る各種訓練の実施 | 治安警備・警衛・警護の実施件数 / 関係機関との情報交換等連携状況 / 重大事案対処に係る各種訓練の実施件数 | 情勢に応じ、治安警備及び警衛・警護、警戒警備、大規模警備並びに災害警備活動を的確に実施した。また、情報交換等関係機関との連携が進展し、重大事案対処に係る各種訓練も実施した。 これらのことから、 的確な警備措置は推進されたものと認められる。 | 今後とも、情勢に応じた適時・適切な警戒警備、大規模警備、災害警備活動等の実施、関係機関との連携強化、各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。また、これら警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。 |
| 業績目標 2 警備犯罪取締りの推進 <124頁> | 13年から17年まで | 主要警備対象勢力による各種事案の取締りの推進 入国管理局との合同摘発等関係機関との連携 出入国管理及び難民認定法第65条の活用の拡大 不法滞在者対策用装備品の整備 | 警備犯罪の検挙件数 / 主要警備対象勢力による各種事案への対処の状況 / 関係機関との連携の状況 | 警備犯罪の検挙状況は同水準で推移したが、主要警備対象勢力による警備犯罪の検挙を通じ、これら勢力の活動実態を解明するとともに、「テロ、ゲリラ」事件の未然防止を図った。また、入管法における不法残留罪の送致件数、送致人員及び入管法第65条の適用人員も増加した。さらに、入国管理局との合同摘発等関係機関との連携も進展した。 これらのことから、 警備犯罪の取締りは推進されたものと認められる。 | 主要警備対象勢力は、今後も引き続き違法行為を引き起こすおそれがあることから、これら勢力による各種事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを更に推進する。 また、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」で定められた政府目標の実現に向けて、入国管理局との合同摘発や集中取締りの積極的な実施、退去強制の効率化、不法滞在取締用装備資機材の整備等、不法滞在者対策を更に推進する。 |

基本目標 6 犯罪被害者を支援する

| 業績目標 | 評価期間 | 業績目標達成のために行った施策 | 主な業績指標 | 評価の結果 | 政策への反映の方向性 |
|------|------|-----------------|--------|-------|------------|
|------|------|-----------------|--------|-------|------------|

| | | | | | | |
|------|----------------------------------|------------|--|---|--|---|
| 業績目標 | 被害者支援のための環境整備の推進 < 129頁 > | 13年から17年まで | 犯罪被害者等給付金支給法の改正 犯罪被害者等早期援助団体に係る税制改正 犯罪被害給付事務処理システムの構築及び適切な運用 研修の実施 被害者対策に関する適正な評価の推進 広報の実施 地方警察官の増員 相談・カウンセリング体制の整備、犯罪被害給付制度の拡充等に係る被害者対策の推進 | 犯罪被害給付制度の運用状況 / 指定被害者支援要員の運用状況 / 被害者カウンセリング体制の整備状況 / 二次的被害を回避・軽減するための環境の整備状況 / 関係機関・団体等との連携状況 | 犯罪被害給付制度の申請に係る被害者数及び都道府県公安委員会から支給の裁定又は決定を受けた被害者数は増加した。また、指定被害者支援要員数及びその運用件数も増加した。さらに、被害者カウンセリング体制及び二次的被害を回避軽減するための環境の整備も推進され、関係機関・団体等との連携も進展した。 これらことから、 被害者支援のための環境の整備は推進されたものと認められる。 | 今後とも、犯罪被害者の視点に立って、被害者支援のための環境の整備を一層充実、強化する。 |
|------|----------------------------------|------------|--|---|--|---|

基本目標7 情報セキュリティを確保する

| 業績目標 | 評価期間 | 業績目標達成のために行った施策 | 主な業績指標 | 評価の結果 | 政策への反映の方向性 |
|--|------------|---|--|---|--|
| 業績目標 サイバー犯罪、サイバーテロ対策の推進 < 134頁 > | 16年から17年まで | サイバー犯罪対策のための体制強化 サイバーテロ対策のための体制整備 情報セキュリティ対策に関する広報啓発の実施 産業界等との連携強化 | 捜査体制・技術支援体制・緊急対処体制の整備状況 / サイバー犯罪の検挙件数 / 情報セキュリティ水準を向上させるための活動状況 / 不正アクセス等に関する情報の収集・分析活動の状況 / 警察職員に対する研修の実施状況 / 諸外国の関係機関・産業界・重要インフラ事業者等との連携状況 | 捜査体制、技術支援体制及び緊急対処体制の整備が推進され、サイバー犯罪の検挙件数が増加した。また、情報セキュリティ水準を向上させるための活動も推進された。さらに、警察職員に対する研修等を通じて警察の事案対処能力を向上させたほか、諸外国の関係機関、産業界及び重要インフラ事業者等との連携が進展した。 これらことから、 サイバー犯罪、サイバーテロ対策は推進されたものと認められる。 | サイバー犯罪の検挙件数が増加した一方で、不正アクセス行為の認知件数や侵入検知装置で検知したアラートの総検知件数は増加しており、情報セキュリティを取り巻く環境は、依然として厳しい状況にある。ITの発展に伴ってサイバー犯罪やコンピュータ・ウイルス、インターネット上の違法・有害情報等情報セキュリティに対する脅威が増大する中で、更なるコンピュータ・ネットワーク上の治安維持を図り、国民が高度情報通信ネットワークをより安心して利用することができるようにするため、引き続きサイバー犯罪、サイバーテロ対策を推進する。 |